

マイナンバー完全対応！

中小企業の社長＆経理の
パーフェクトマニュアル



もくじ

- 0.力だめし:マイナンバー基礎クイズ
- 1.マイナンバー準備編
- 2.マイナンバー収集編
- 3.年末調整編
- 4.退職した従業員の源泉徴収編
- 5.雇用保険関係の事務手続きマイナンバー

力だめし：マイナンバー基礎知識クイズ

まずはマイナンバーの基礎知識をクイズ形式で覚えていきましょう。

Q1.マイナンバーは赤ちゃんでももらえる？

Q2.マイナンバーが通知されるのは日本国籍の人だけ？

Q3.マイナンバーの数字は希望すれば好きな番号がもらえる？

Q4.平成27年10月から住民票の住所に届くのは何？

Q5.申請すると交付されるマイナンバーが記載されているカードとは？

Q6.個人番号カードはレンタルショップ・スポーツクラブで身分証明として使える？

Q7.個人番号カードに有効期限はある？

Q8.マイナンバーを民間企業に提示することはない？

Q9.マイナンバーを使って企業が社員や顧客の管理をすることができる？

Q10.株式会社など法人がもらえる番号は何？

力だめし:マイナンバー基礎知識クイズ【解答】

Q1. →Yes! 住民票があるともられます

Q2. →No! 住民票があれば外国籍の方でもられます。

Q3. →No!漏えいして不正に用いられるおそれがある場合は変更することができます。

Q4. →通知カード。マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別などが記載されます。

Q5. →個人番号カード。表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバー。

Q6. →Yes!裏面にはマイナンバーが記載してあるのでコピー不可！

Q7. →Yes！ 20歳以上の方は10回目の誕生日まで、20歳未満の方は5回目の誕生日。

Q8. →Yes!税や社会保険の手続においては、事業主や会社、金融機関など。

Q9. →No!社会保障、税及び災害対策に関する事務以外で利用することはできません

Q10. →法人番号。名称・所在地とともにインターネット上で広く公表されます。

1. マイナンバー準備編

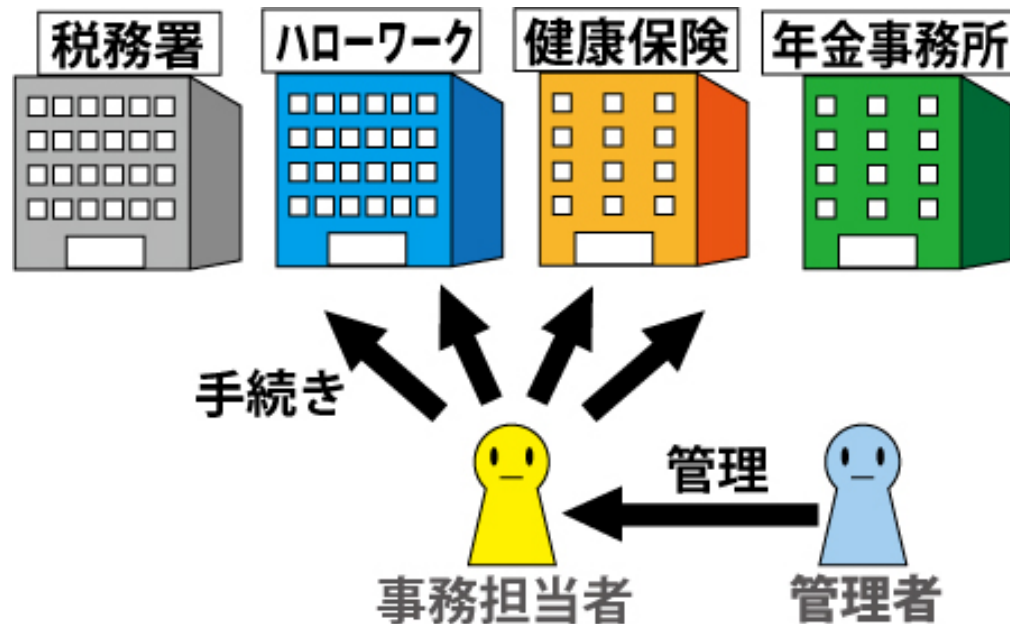
- 1-1. 中小企業がやらなければいけないマイナンバー準備対策5点
- 1-2. マイナンバーの管理者・事務担当者を決める
- 1-3. マイナンバー管理のセキュリティ対策
- 1-4. マイナンバーの利用目的を従業員に告知する
- 1-5. 会社のマイナンバー(法人番号)
- 1-6. 従業員からマイナンバーを集める

1-1. 中小企業がやらなければいけない マイナンバー準備対策5点

- マイナンバーの**管理者・事務担当者**を決める
- マイナンバー管理における**セキュリティ**対策
- 従業員にマイナンバーの**利用目的**の告知
- **会社**のマイナンバー（法人番号）
- 従業員からマイナンバーを**集める**

1-2. マイナンバーの管理者・事務担当者を決める

- 事務担当者の仕事...従業員からマイナンバーを聞き、データにまとめ、**税務署**や**ハローワーク**、**健康保険組合**、**年金事務所**などに対して、各手続き時に必要な番号を報告することです。
- 管理者...集めたマイナンバー情報を**管理監督**する役目になります。



1-3. マイナンバー管理のセキュリティ対策

- 管理するパソコンには「**ログインパスワード**」を付与する
- 管理するパソコン本体は「**鍵のかかるロッカー**」に入れる
- 管理するパソコンには「**セキュリティソフト**」を入れる
- エクセルなどにまとめた場合は「**データにパスワード**」を付与する
- データを外部にメールで送信する場合は、**パスワード**をデータと一緒に送信しない(誤送信による漏えいを防ぐため)
- 紙出力したものは「**鍵のかかるロッカー**」に入れる
- マイナンバーの**取扱状況のわかる記録**を保存する(例:11月30日 年末調整に使用)
- 退社した社員については速やかに番号を**破棄**する
- 事務作業をするパソコンは、**後ろから他の人が見えない位置**に配置する

1-5. 会社のマイナンバー(法人番号)の通知

2015年10月から順次マイナンバーが通知されますが、会社にも13桁の番号が書面により国税庁長官から通知されます。

2016年1月以降の法人税申告などに利用します。

会社の番号は、個人番号とは大きく異なり、利用範囲の制約がありません。

誰でも自由に利用することができます。

会社の番号は、インターネットを通じて公表することを予定しています。

公表される情報は、会社名、住所、会社の番号の3点です。

2.マイナンバー収集編

- 2-1.マイナンバーを集める従業員
- 2-2.マイナンバー収集における本人確認
- 2-3.マイナンバー提出のお願い(従業員用)
- 2-4.マイナンバー提出のお願い(支払調書用)
- 2-5.従業員等からマイナンバーの提出を拒否されたら・・・

2-1.マイナンバーを集める従業員

- 正社員
- 契約社員(嘱託)
- パート・アルバイト
- 上記の扶養家族

派遣会社を通している派遣社員のマイナンバーは集めません。

派遣社員は、派遣会社がマイナンバーを集めます。

なお、扶養家族の本人確認は従業員本人が行いますので、会社では不要です。

2-2.マイナンバー収集における本人確認②

マイナンバー確認資料(1点)

※下記のうち1点



- ・ 通知カード

もしくは

- ・ 住民票
(マイナンバー記載のもの)

+

写真付本人確認資料(1点)

※下記のうち1点

- ・ 運転免許証
- ・ 住基カード
- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ その他公的機関の写真付証明書

2-2.マイナンバー収集における本人確認③

※写真付本人確認ができない場合

マイナンバー確認資料(1点)

※下記のうち1点



・ 通知カード

もしくは

・ 住民票
(マイナンバー記載のもの)

公的機関の発行書類(2点)

※下記のうち2点

- ・ 健康保険証
- ・ 年金手帳
- ・ その他公的機関の住所、氏名、
生年月日の記載ある書類

2-3.マイナンバー提出のお願い(従業員用)

従業員各位

平成 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

マイナンバー提出のお願い

1. マイナンバーを利用する目的
「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」の諸手続のため

2. 「通知カード」にマイナンバーが記載されています

表面

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 田中 花子

住所 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号

平成 〇年 〇月 〇〇日生 性別 女

発行 平成 〇年 〇月 〇〇日

裏面

※ 通知カードは、本人確認の目的で利用されます。本人確認の際は、通知カードと本人確認書類を併用する必要があります。

※ 通知カードは、本人確認の目的で利用されます。本人確認の際は、通知カードと本人確認書類を併用する必要があります。

3. マイナンバーの提出対象者
従業員本人のほか、配偶者や扶養親族のマイナンバーも提出が必要です。
※配偶者や扶養親族の通知カード・本人確認資料の提出は必要ありません。

4. 本人確認書類(コピーをご提出ください)
下記の(1)(2)(3)のうち、ひとつをご提出ください。

(1) マイナンバーカード(通知カードではありません)。1点のみ
(2) マイナンバー確認資料(1点) + 写真付本人確認資料(1点)の合計2点
(3) マイナンバー確認資料(1点) + 公的機関の発行書類(2点)の合計3点

マイナンバー 確認資料	写真付本人確認資料	公的機関の発行書類(写真なし)
・通知カード	・運転免許証	・健康保険証
・住民票(マイナンバー記載のもの)	・住基カード	・年金手帳
	・パスポート	
	・在留カード	
	・特別永住証明書	
	・その他公的機関の写真付証明書	・住所、氏名、生年月日の記載書類 (公的機関発行のもの)

5. 提出期限
××年××月

マイナンバーを従業員より集めるための説明資料です。

- ・マイナンバーを利用する目的
- ・「通知カード」の説明
- ・マイナンバーの提出対象者
- ・本人確認資料の提出
- ・提出期限

左記テンプレートは、すばる塾
「2015年マイナンバー対策！
中小企業の社長と経理の必須事項」
のページからダウンロードください。

2-4.マイナンバー提出のお願い(支払調書用)

平成 年 月 日

〇〇様

株式会社〇〇〇〇

マイナンバー提出のお願い

日頃より大変お世話になっております。

早速ですが、当社は貴殿に対する平成〇〇年中の〇〇の支払について、マイナンバーを記入した支払調書を作成し、税務署に提出する義務があります。

つきましてはお手数ながら〇〇月〇〇日までに、この書面及び下記2の「マイナンバー及び本人確認書類」を、同封封筒でご送迎いただきたくよろしくお願いいたします。

なお、安全を考慮し、仕渡とも書留郵便にさせていただきます。

恐れ入りますが、郵便局窓口にて書留の手続きをお願いいたします。

なお、お預かりした書類は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆるマイナンバー法)及びその関係法令を遵守し、漏洩等のないよう取り扱わせていただきます。

1. マイナンバーを利用する目的

「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」の諸手続のため

2. 本人確認書類(コピーをご提出ください)

下記の(1)(2)(3)のうち、ひとつをご提出ください。

(1) マイナンバーカード(通知カードではありません)。1点のみ

(2) マイナンバー確認資料(1点) + 写真付本人確認資料(1点)の合計2点

(3) マイナンバー確認資料(1点) + 公的機関の発行書類(2点)の合計3点

マイナンバー確認資料	写真付本人確認資料	公的機関の発行書類(写真なし)
・通知カード	・運転免許証	・健康保険証
・住民票(マイナンバー記載のもの)	・住基カード	・年金手帳
	・パスポート	
	・在留カード	
	・特別永住証明書	
	・その他公的機関の写真付証明書	・住所、氏名、生年月日の記載書類
		(公的機関発行のもの)

マイナンバーを外注先や顧問税理士より集めるための説明資料です。

- ・マイナンバーを利用する目的
- ・郵送のやり取り方法
- ・本人確認資料の提出

左記テンプレートは、すばる塾
「2015年マイナンバー対策！」
中小企業の社長と経理の必須事項」
のページからダウンロードください。

2-5.従業員等からマイナンバーの提出を拒否されたら・・・

マイナンバーは個人の知られたくない情報まで調べられてしまうのでは...という恐れから、収集を拒否されてしまうことも考えられます。

従業員からマイナンバーの提出を拒否された場合は「**法令で定められた義務**」であることを告知し、提供を求めます。

それでも拒否された場合には、**書類の提出先機関**の指示に従うことになります（具体的には、どのように従業員にマイナンバーの提示の説明をしたかの報告書をあげるようになる予定です）

ただマイナンバーは、番号を知っているだけでは詳しい個人情報にはわかりません。

2017 年1月からはインターネットで閲覧（マイナポータル）が始まりますが、マイナポータルを利用する際は、個人番号カード（2015年10月に届く通知カードとは別物です）に格納された電子情報とパスワードを組み合わせ、確認する公的個人認証を採用し、マイナンバーを使用しない仕組みが考えられているようです。

ですから、マイナンバーを知っているだけで全ての情報が知られてしまうわけではなく、その点を説明すると良いでしょう。

3.年末調整編

- 1.平成〇〇年給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 2.平成〇〇年保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書
- 3.マイナンバー記載不要の要件
- 4.平成〇〇年給与所得の源泉徴収票

3-1.平成〇〇年給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成 29 年 分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの生年月日	年 月 日	配偶者の有・無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、〇印を付けてください。) 扶 給与の支払者等
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの氏名	世帯主の氏名		有・無	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所		有・無	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の場合は、以下の各欄に記入する必要はありません。

区 分 等	(フリガナ) 氏 名	あなたとの続柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	平成 29 年中の所得の見積り	異動月日及び事由
A 控除対象配偶者						
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平14.1.1以前生)	1			同居・その他 老親等		
	2			同居・その他 老親等		
	3			同居・その他 老親等		
	4			同居・その他 老親等		
	5			同居・その他 老親等		
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡 婦
		一般の障害者			(人)	3 特別の寡婦
		特別障害者			(人)	4 寡 夫
		同居特別障害者			(人)	5 勤 労 学 生
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	(フリガナ) 氏 名	あなたとの続柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	控除を受ける他の所得者	異動月日及び事由
					氏 名	
					あなたとの続柄	
					住所又は居所	

○住民税に関する事項

(住民税に)関する事項	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	あなたとの続柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	控除対象外所得の見積り	平成29年中の所得の見積り	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平14.1.2以後生)	1							
	2							
	3							

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

◎この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ◎この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成28年9月1日現在の所得税法関係法令の規定に基づいて作成してあります。
 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

3-2.平成〇〇年保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居所
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	

保・配特



◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険料 支払 金額	保険等 の 契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	新・旧 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受けた 剰余金等の控除後の金額)	給与の 支払者の 確認印
一般の生命保険料					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	Aの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円)	円	計(①+②) ③ (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	Bの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円)	円	④ (a)のいづれか大きい金額 ④ 円
(a)の金額の合計額		C	Cの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高40,000円)	円	円
介護保険料					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
(a)の金額の合計額		C	Cの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高40,000円)	円	円
個人年金保険料					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	Dの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)	円	計(④+⑤) ⑥ (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	Eの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円)	円	⑦ (a)のいづれか大きい金額 ⑦ 円
計 算 式 Ⅰ (新保険料等) ※		計 算 式 Ⅱ (旧保険料等) ※		生命保険料控除額		計(⑥+⑦+⑧) (最高120,000円)	
A, C又はDの金額		B又はEの金額		円		円	
20,000円以下		25,000円以下		円		円	
20,001円から40,000円まで		25,001円から50,000円まで		円		円	
40,001円から80,000円まで		50,001円から100,000円まで		円		円	
80,001円以上		100,001円以上		円		円	
地震保険料					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)	円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額		⑧	⑧の金額		⑧ (最高50,000円)	円	計(⑧+⑨) ⑨ (最高50,000円)
地震保険料控除額		⑨	⑨の金額		⑨ (最高50,000円)	円	円

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)	円
(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の 明・大 生年月日 期・平
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	
非居住者である配偶者	生計を一にする事実
☐ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。 また、夫婦の双方が互いに配偶者特別控除を受けることはできません。	
☐ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。	
所得の種類	収入金額等(a)
給与所得①	円
事業所得②	円
雑所得③	円
配当所得④	円
不動産所得⑤	円
退職所得⑥	円
①～⑥以外の所得⑦	円
配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)	円
☐ 配偶者特別控除額の早見表	
収入の金額	控除額
0円から380,000円まで	0円
380,001円から390,000円まで	380,000円
400,000円から440,000円まで	360,000円
450,000円から490,000円まで	340,000円
500,000円から540,000円まで	320,000円
550,000円から590,000円まで	300,000円
600,000円から640,000円まで	280,000円
650,000円から690,000円まで	260,000円
700,000円から740,000円まで	240,000円
750,000円から790,000円まで	220,000円
800,000円から840,000円まで	200,000円
850,000円から890,000円まで	180,000円
900,000円から940,000円まで	160,000円
950,000円から990,000円まで	140,000円
1,000,000円以上	120,000円
配偶者特別控除額	円
☐ 配偶者特別控除額の早見表	
収入の金額	控除額
0円から380,000円まで	0円
380,001円から390,000円まで	380,000円
400,000円から440,000円まで	360,000円
450,000円から490,000円まで	340,000円
500,000円から540,000円まで	320,000円
550,000円から590,000円まで	300,000円
600,000円から640,000円まで	280,000円
650,000円から690,000円まで	260,000円
700,000円から740,000円まで	240,000円
750,000円から790,000円まで	220,000円
800,000円から840,000円まで	200,000円
850,000円から890,000円まで	180,000円
900,000円から940,000円まで	160,000円
950,000円から990,000円まで	140,000円
1,000,000円以上	120,000円
配偶者特別控除額	円

この申告書は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

3-3. マイナンバー記載不要の要件

以下の要件を満たすと、扶養控除等申告書・保険料控除申告書等にはマイナンバーを記載しなくてもよいとされています。

- ・本人、控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーが記載された「帳簿」や「まとめたデータ」を備えている時

マイナンバーの情報漏えいを防ぐためにも、出来る限り扶養控除等申告書には記載させないことをおすすめします。

マイナンバーを集めたい場合は、マイナンバー専用の記入用紙を従業員に配布し、データをまとめた後は用紙を即破棄するなど、極力マイナンバーが記載されている書類を増やさないことが情報漏えいを防ぐためには大切です。

データのまとめ方は、クラウドサービスを利用しても良いですし、それほど従業員が多くない場合にはエクセルにまとめてデータにロックをかけるなどの対策をとると良いでしょう。

3-4.平成〇〇年給与所得の源泉徴収票

[illegible]

受 給 者 交 付 用

平成 28 年 分 給与所得の源泉徴収票

支払 先 宛 先 名 義 者		千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号室		(受給者番号)											
				氏名 経理課長 (フリガナ) コタゼイ タロウ 姓 名 国税 太郎											
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		所 得 税 徴 収 額							
給料・賞与		内 6	千 847	円 500	内 4	千 962	円 750	内 4	千 569	円 846	0				
控除対象配偶者の有無等		配 供 者 特 別 控 除 の 額		控 除 対 象 親 属 義 親 属 の 数 (配 置 者 を 除 く。)				扶 養 親 属 の 数 (本 人 を 除 く。)		新 任 主 持 人 親 属 の 数					
有 無 等		老 人		特 定 老 人 親 人 そ の 他				特 別 親 人 そ の 他		親 属 の 数					
○		1		1 1 1 4				5		1					
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				遺族保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
909 846				120 000				50 000				19 600			
(摘要)															
(1)国税五部 (2)国税六部 (3)国税幸子(年少)															
支払保険料等の金額の内		国民生命保険料の金額		180,000		円		国民生命保険料の金額		100,000		円			
国民年金保険料の金額		2		千		円		国民年金保険料の金額		90,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		360,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		11,500,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23		千		円		国民年金保険料の金額		9,000,000		円			
国民年金保険料の金額		23													

3-4.平成〇〇年給与所得の源泉徴収票

平成28年から「給与所得の源泉徴収票」については、新たにマイナンバーの掲載欄が増えました。

**大きな違いは、税務署提出用にはマイナンバーを記載しますが、
受給者交付用にはマイナンバーの記載をしないことです。**

今まではA4の4等分の大きさでしたが、改定後はA4の2等分の大きさに変更されています。

基本的には、マイナンバーを記載することは法令で定められた義務であることを周知し、提出を求めています。

ただし、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点を考慮し、マイナンバーの記載がない場合でも、書類を受け取ることとしています。([国税庁HP「法定調書に関するFAQ Q1-2](#)参照)

3-4.平成〇〇年給与所得の源泉徴収票

- 従業員の「個人番号」

従業員（給与をうける人）のマイナンバーを記載します。ただし、本人配布用にはマイナンバーは記載されず、税務署用のみ記載されます。

- 控除対象配偶者と控除対象扶養親族

控除対象配偶者と、控除対象扶養親族がいる場合には、そのマイナンバーも記載します。ただし、本人配布用にはマイナンバーは記載されず、税務署用のみ記載されます。年の途中で退職した従業員に交付する源泉徴収票にも記載する必要があります。

- 16歳未満の扶養親族

16歳未満の扶養親族がいる場合には、そのマイナンバーも記載します。

ただし、本人配布用にはマイナンバーは記載されず、税務署用のみ記載されます。

年の途中で退職した従業員に交付する源泉徴収票にも記載する必要があります。

16歳未満の扶養親族がいる場合は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載したものを明記します。

控除対象の扶養親族が5名以上いる場合は、隣の「備考」欄に記載します。備考の欄にはマイナンバーのみ記載し、名前は「適用」の欄に記載します。

なお、市区町村の提出する「給与支払報告書」には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっています。

3-4.平成〇〇年給与所得の源泉徴収票

- 支払者の「個人番号」または「法人番号」

給与支払者の「個人番号」または「法人番号」を記載します。

法人の場合は、法人番号を記載します。

自社の法人番号は、国税庁の「[法人番号公表サイト](#)」で検索できます。

給与支払者が個人の場合は、個人のマイナンバーを記載します。

マイナンバーは、個人は12桁、法人は13桁のため、個人のマイナンバーを記載する場合は右づめにして、左を1マスあけます。

本人配布用にはマイナンバーは記載されず、税務署用のみ記載されます。

3-5.マイナンバー取扱いにおける注意点およびQ&A

- **収集や、提供したマイナンバーに誤りがあった場合**

収集や提供したマイナンバーに誤りがあった場合の罰則規定は特にありません。

ただ、マイナンバー法により、正確性の確保の努力義務が課せられていますので、誤りのないようにしましょう。

- **故意ではなくマイナンバーが漏えいしてしまった場合**

故意ではない情報漏えいについては、いきなり罰則ということはありません。

ただ、漏えいの状況によっては、特定個人情報保護委員会からの指導や改善命令が出される可能性はあります。

また、民事の損害賠償請求をされる可能性はあります。

- **従業員のマイナンバーを廃棄するタイミングについて**

マイナンバーはできるだけ速やかに廃棄・削除しなければいけませんが、廃棄を行う期間は、年末や年度末など、それぞれ適切な時期を決めて廃棄しましょう。

4.退職した従業員の源泉徴収票編

退職した従業員の源泉徴収票の作成時にもマイナンバーが必要です。

給与であれば「給与所得の源泉徴収票」、退職金であれば「退職所得の源泉徴収票」です。

「給与所得の源泉徴収票」

稅務署提出用

受給者交付用

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

「退職所得の源泉徴収票」

税務署提出用

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者 個人番号 住所又は居所 氏名 (役職名)				
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額 市町村民税 道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分				
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分				
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分				
退職所得控除額	勤続年数	支払年月日	退職年月日	
(編製)				
支払者 個人番号 又は法人番号 住所又は居所 氏名又は名称 (電話)	(電話で記載してください。)			
製造業	①	②		

受給者交付用

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 氏名 (役職名)				
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額 市町村民税 道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分				
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分				
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分				
退職所得控除額	勤続年数	支払年月日	退職年月日	
(編製)				
支払者 住所(番号) 又は所在地 氏名又は名称 (電話)	(電話)			

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者 個人番号 住所又は居所 氏名 (役職名)				
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額 市町村民税 道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分				
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分				
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分				
退職所得控除額	勤続年数	支払年月日	退職年月日	
(編製)				
支払者 個人番号 又は法人番号 住所又は居所 氏名又は名称 (電話)	(電話で記載してください。)			
製造業	①	②		

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 氏名 (役職名)				
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額 市町村民税 道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分				
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分				
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分				
退職所得控除額	勤続年数	支払年月日	退職年月日	
(編製)				
支払者 住所(番号) 又は所在地 氏名又は名称 (電話)	(電話)			

4.退職した従業員の源泉徴収票編

マイナンバーが必要なのは、退職者本人のマイナンバーと、支払者のマイナンバーです。

税務署への提出用にだけマイナンバーが印字され、本人への交付用にはマイナンバーは記載されません。

・マイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか

税務署では、制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、マイナンバーの記載がない場合でも書類を収受することとしています。

しかし、安易にマイナンバーを記載しないで税務署等に書類を提出せず、マイナンバーの記載は法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

・当初、マイナンバーの提供が受けられなかったためマイナンバーを記載せずに提出し、その後になってマイナンバーの提供が受けられた場合には、再提出(無効分・訂正分を提出)する必要がありますか

マイナンバーの記載がない源泉徴収票の提出後にマイナンバーの提供を受けた場合には、原則として再提出していただく必要があります。

しかし、マイナンバー以外の事項が正しく記載されている場合には、事務負担を考慮して、再提出をしなくても差し支えありません。

ただし、再提出をしない場合には、税務署から記載がない理由を確認させていただく場合があります。

・マイナンバーの提供が受けられなかった場合、マイナンバーを記載せずに源泉徴収票を提出することとなりますが、その場合、摘要欄に何か表示する必要がありますか。

マイナンバーの記載がない理由を摘要欄に記載する必要はありません。

ただし、記載のない理由を確認させていただく場合がありますので、記載できない理由等を別途記録するなど、分かるようにしておいてください。

5.雇用保険関係の事務手続きマイナンバー

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認
- ・育児休業給付受給資格確認票
- ・介護休業給付金支給申請書

5.雇用保険関係の事務手続きマイナンバー

■ 様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届 標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別 1 4 1 0 1

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 取得区分 (1) 新規 (2) 再取得

4. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)

5. 変更後の氏名 フリガナ (カタカナ)

(この用紙は、このまま機械で)

■ 様式第4号 (移行処理用) 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届 標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別 1 3 1 9 0 1 氏名変更届 1 資格喪失届

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 事業所番号

4. 資格取得年月日 (3) 昭和 (4) 平成

5. 離職等年月日

6. 喪失原因 (1) 離職以外の理由 (2) 3以外の離職 (3) 事業主の都合による離職

(この用紙は、このまま機械で処理)

■ 様式第33号の3 (第101条の5、第101条の7関係) (第1面) 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよ)

帳票種別 1 3 3 0 0

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 資格取得年月日 (3) 昭和 (4) 平成

4. 事業所番号

5. 給付金の種類 (1) 基本給付金 (2) 再就職給付金

(この用紙は、このまま)

5.雇用保険関係の事務手続きマイナンバー

様式第33号の5（第101条の13関係）（第1面）

育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別										1. 被保険者番号										2. 資格取得年月日									
11405																				元号 年 月 日									
3. 事業所番号										4. 育児休業開始年月日										5. 出産年月日									
										平成										元号 年 月 日									
6. 個人番号										7. 被保険者の住所（郵便番号）										(3 昭和 4 平成)									

様式第33号の6（第101条の19関係）（第1面）

介護休業給付金支給申請書

(「それは、いいえ。先生は、お話を聞かせてください。」)

[illegible]

(この用紙は、このまま機械

5.雇用保険関係の事務手続きに関するQ&A

- ・離職票は事業主がマイナンバーを記載して離職者に交付するのでしょうか。

離職票のマイナンバー欄は離職者が記載することとしており、事業主はハローワークから交付された離職票(マイナンバー欄は空欄)を離職者に交付してください。

- ・雇用保険に関わる返戻書類にはマイナンバーは記載されますか

返戻書類にはマイナンバーは記載されません。

- ・手続きの契機ごとに同一従業員の個人番号を重複して提出する必要がありますか。

手続の契機ごとにマイナンバーを記載して、当該届出を提出する必要があります。

- ・従業員のマイナンバーを届出しなかった場合に、ハローワークから督促をうけますか

ハローワークでは、個別にマイナンバーの届出の督促を行う予定はないそうです。

- ・従業員のマイナンバーを誤って届出した場合はどのようにすればよいですか。

誤って提出した場合は、「個人番号登録・変更届出書」により訂正の届出をします。

- ・従業員がすでに退職しておりマイナンバーを取得することが困難な場合は、マイナンバーの記載は無くてもよいですか。

雇用保険手続の届出にマイナンバーを記載して届け出るとは法令で定められた義務です。しかし、マイナンバーの記載がなかったとしても、ハローワークでは受理されます。



 **すばる塾** 運営会社:すばる会計事務所のご紹介
SUBARU Juku

Our Credo

「みんなが幸せになること」私たちすばる会計事務所がいちばん大切にしているのは、
この一言に尽きます。私たちのサービスも、行動も、存在も、「みんなが幸せになること」のため。
これをスタッフ一人ひとりが毎日意識して働けるよう、
「ミッション」「ビジョン」「バリュー」に落とし込み、Our Credo(我が信条)として明文化しました。

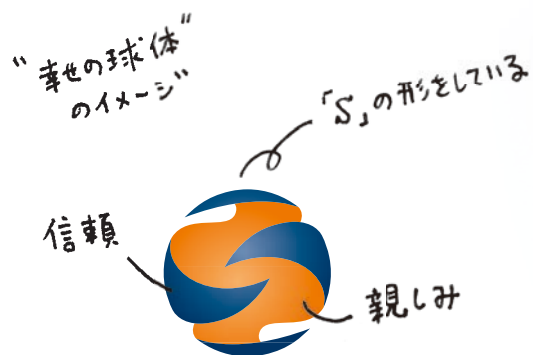
経営理念 > みんなが幸せになること

ミッション > お客様の継続的な発展を支援し、みんなを笑顔にする！

ビジョン > 適正決算・適正申告で中小企業の黒字経営をサポートする！

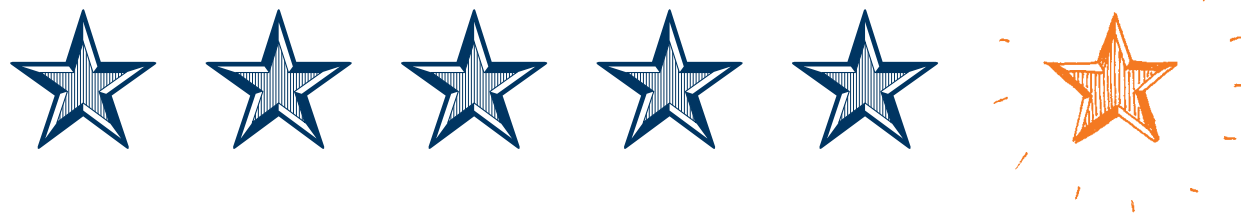
ロゴマークに込めた、私たちの想い

信頼と親しみをブルーとオレンジ色で表した球体は、
地球・太陽をイメージした幸せの象徴です。
その幸せの球体がひろがっていく様で
私たちの理念「みんなが幸せになること」を表現し、
すばる会計の頭文字「S」を浮かせ上げさせました。



すばる会計事務所





お客様の夢を、
聞かせてください。

私たちがその夢を輝かせます。

はじめまして。すばる会計事務所です。
突然ですが、お客様の夢はなんですか？
経営者としての事業の夢でも、一個人としての人生設計でもかまいません。
お客様がこれからの未来をどうしたいかをお話してください。

私たちは、六連星といわれる星団「すばる」のように、
各分野でキラリと輝くスペシャリストが勢ぞろいした集団です。
1969年の創業時から、さまざまなお客様に寄りそって
事業の行く先を照らし続けてきました。

その私たちがもっとも大切にしていることは、
お客様のお話を“じっくり、とことん聞く”ということです。
だから、お客様が実現したい夢や希望を聞かせてください。
私たちがそれを輝かせるお手伝いをしてまいります。

私たちが目指すのは5つ星より高い志をもつ、6つ星の会計事務所。
「みんなが幸せになること」という経営理念のもとに
お客様の夢をひとつひとつ輝かせて、
幸せな星を数多く増やしていきたいと思っています。



すばる会計が6つ星なわけ



歴史とノウハウ

すばる会計事務所が創業したのは、1969年。私たちは単に長い歴史を自慢したいわけではありません。めまぐるしく変わる環境に柔軟に対応しながら、お客さまの成長を支え続けてきたこと。それこそ、私たちが誇るべきことです。これまでの経験とノウハウをフルに活用して、お客さまが時代にあわせて成長していけるよう、きめ細やかにサポートしていきます。

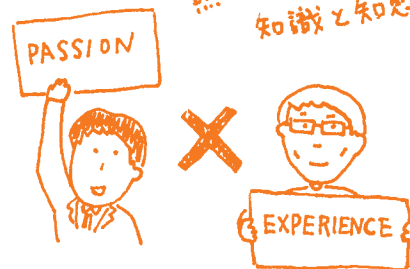
対応力がウリです！
時代のニーズに応えます！



若い力と豊かな経験

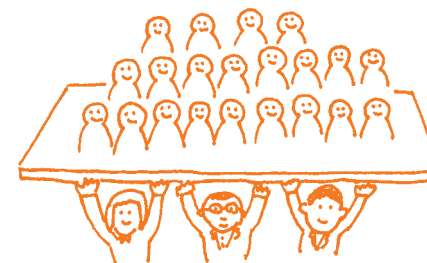
幅広い人材が在籍していることも、すばる会計事務所の強みです。フレッシュさと行動力のある若いスタッフから、知識と経験が豊富なベテランスタッフまで。「お客さまのために何とかしたい！」と熱い気持ちをもってサービスを提供しています。事務所内ではベテランと若いスタッフがそれぞれの得意技を共有して、お互いが高め合い、伸ばし合っています。

熱い気持ちかウリです。
知識と知恵もあります！



お客様数1000件超

会社を設立したい、経営を改善したい、その他さまざまなご要望をもっていらっしゃるお客さま。私たちは業種に関係なく、いろんな分野のお客さまを支援しています。だから、多くのお客さまについて経験則があるのです。市場の動向や他のお客さまの成功体験などをふまえ、私たちならではの分析に基づいて市場を見すえた戦略をご提案していきます。



どの業種もお任せあれ！
経験値がちがいます

私たちとお付き合いいただいているお客さまは、「次も、すばる会計に！」とおっしゃいます。
とてもありがたいことです。一度お会いしたら、
私たちが選ばれている理由をきっと解っていただけたと思います。
どんなことでも構いません。すばるに相談してみませんか？



じっくりお話を聞く

すべての起点は、経営者さまがどうしたいのか？すばる会計事務所は経営者さまと向き合い、お話を聞くところからはじめます。まずは、お客さまの夢を、決意を、想いをどんどん話してください。私たちが、じっくり、とことんお聞きします。どんな些細なことでも相談してください。その問題を自分ごととして考え、いっしょに解決していきます。



お客様のステージにあわせた提案

お客さまの事業の目的や方向性を共有したら、夢を叶えるための計画を立てましょう。大きな夢も小さな目標も計画がなければ、実現したり達成したりすることはできません。私たちといっしょに夢の実現に必要なものは何なのか、それを分析していきましょう。すばる会計事務所は、お客さまのステージにあわせて、お客さまだけの計画をご提案します。



アットホームな事務所

コミュニケーションが活発で、笑顔が絶えない事務所。それが、すばる会計事務所です。お客さまにより良いサービスを提供するには、私たちの毎日が充実していることが基本。だから、明るい笑顔を心がけ、いつも雰囲気良くしています。もちろん、馴れ合いになるのではなく、お互いに指摘し合い、切磋琢磨していくことも忘れません。





6つ星の サービス

すばる会計事務所がご提供するサービスは、お客さまの夢を輝かせるもの。

ずっとあたため続けてきた夢は、いまの姿を正しく知り、

少しずつ計画的に磨いていくことではじめて輝きだします。

そして、目指す光を手に入れたら、次の星を…またその次の星を…

私たちといっしょに、ありったけの星を輝かせていきましょう。



☆☆☆☆☆

税務・会計

客観的で細やかなチェックと分析があれば、堅実で安定した経営ができます。税務・会計のプロである私たちに月次顧問をお任せください。毎月ご相談相手になることはもちろん、定期的に訪問して試算表や決算書を作成するので、経営状態をタイムリーに知ることが可能です。また税務調査対策として、「書面添付制度」を活用。経営者さまの不安やストレスを解消するお手伝いをします。

売上、利益が
すぐわかります！



☆☆☆☆☆

経理コンサルティング（経理・記帳代行）

経理を経営に活かしていないと思ったら、私たちにご相談ください。記帳や給与計算などの代行から、コンサルティングのすべてをお引き受けいたします。経理担当者を会社で雇うよりも低価格で高いクオリティーのサービスをご提供することはもちろん、人材やコスト、社内体制などの問題を解決することも可能です。プロならではの視点で新たな経理システムを構築していきます。

経理の悩み、
すべて解決！



☆☆☆☆☆

経営マネジメント

夢を実現させるためには、目標を達成していく必要があります。その過程で従業員と経営者さまが目的を共有し、従業員にコスト意識をもってもらうことや、利益確保のために不採算の原因をつきつめることが先決です。私たちといっしょに、長期的な視野で経営計画をしっかりと立てましょう。現状を正確に知ったうえでリスクを予測して先手を打ち、経営者さまが目指す会社の姿を追求します。

利益の確保、
いっしょに考えます！



資金のこと。
プロに任せませんか？



☆☆☆☆☆

資金調達支援

わかりやすく言うなら、「会社に財務部長がいる」安心感。それを私たちがお届けします。運転資金を増やしたい、設備投資の資金を調達したい、従業員の給料をベースアップしたいなど。経営者さまが経営上やりたい手をスムーズに打てるよう、資金繰りや金融機関への対応を財務のプロが行います。私たちは、銀行融資プランナー協会の正会員。金融機関とも良好な関係を築いています。

もしも…のときに
備えませんか？



☆☆☆☆☆

リスクマネジメント

経営に「絶対の安全」はありません。だからこそ、日頃から備えておくことが大切です。経営者さまに万が一アクシデントが起きたら…、役員が退職して慰労金が必要になったら…、福利厚生のために思わぬ出費が考えられるなら…。会社の未来を守るため、従業員や家族を守るため、しっかりとしたシステムをつくっておきましょう。経営のリスクを想定して対策を立てることも私たちの仕事です。

その不安を、
安心に変えます！



☆☆☆☆☆

相続・資産税対策 事業承継支援

相続の手続きや仕組みは、難しく、わずらわしいことがたくさん。でも、ご安心ください。私たちには、資産税や相続税に詳しく実績が豊富なスペシャリストがいます。相続税の納税額は申告する税理士によって大きな差が出るもの。加えて、財産の分割でトラブルを未然に防ぐことも求められます。また、経営者さまから次世代へ、事業をしっかりと引き継いでいくためのお手伝いも行っています。

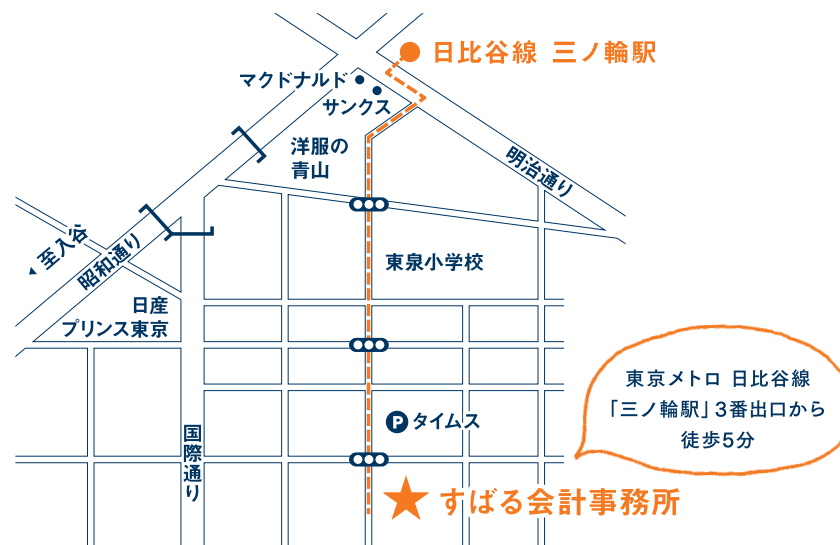
事務所概要

- 事務所名／すばる会計事務所
- 代表者／税理士 森瀬 博信 東京税理士会 東京上野支部 第72141号
- 所在地／〒110-0012 東京都台東区竜泉3-39-5 スバル合同ビル
- 創業／昭和44年(1969年)
- TEL／03-5603-2457 FAX／03-5603-5874
- 営業時間／平日 9:00～18:00
- 所員数／52名(平成27年1月現在)
- 事業内容／税務会計・相続・会社設立支援・経理代行・事業承継・経営計画・MAS監査・公益法人・医業・公会計・会計参与・融資支援
- 関与先件数／約1,100件(平成27年1月現在)

沿革

- 1969年3月／岐村会計事務所 開業
- 2007年5月／すばる会計事務所 所名変更
- 2010年6月／すばる株式会社 設立

アクセス



三ノ輪駅3番出口を出てすぐ目の前の横断歩道をお渡りください。
コンビニ(サンクス)の角を曲がり、そのまま直進(400m)、信号を3つ過ぎると、「すばる会計事務所」の青い看板が見えます。